

## 平成24年度 東京労働局行政運営方針の概要

平成24年度の行政運営においては、3つの最重点目標を掲げ、東京労働局の各施策を効率的・効果的に実施します。

### 最重点目標とその取組

#### — 働くことがむくわれる社会をめざして —

誰もが健康で安心して働ける社会を実現するため、東京労働局、労働基準監督署及びハローワークは組織の総力を挙げて取り組みます。

### 最重点目標

- ◆ ハローワークのマッチング力を強化し、安定した雇用の実現を図ります。
- ◆ 働き過ぎ、賃金不払、解雇などの問題に、優先的に対応します。
- ◆ 男性も女性も安心して働ける環境を作ります。

### 最重点目標達成のための取組

- ◆ ハローワークのマッチング力を強化し、安定した雇用の実現を図ります。

- ・ 求職者ニーズの把握に努め、的確な求人開拓を行うとともに求職者個々の状況に応じたきめ細やかなマッチング支援を実施します。
- ・ 新規学校卒業者等の求人確保を図り、学校との連携を強化して学卒ジョブサポーターによる就職支援を実施します。
- ・ 企業の雇用管理の改善を図り、高齢者及び障害者の雇用を促進します。
- ・ 雇用保険制度の適正な運営により、労働者等の保護を図るとともに、早期再就職の実現を推進します。
- ・ 求職者支援制度等の活用により、雇用保険を受給できない方等への職業訓練による能力形成を通じ、早期就職の実現を推進します。

- ・改正労働者派遣法も踏まえつつ、派遣元事業主、派遣先、職業紹介事業者に対して、法制度の周知徹底、的確かつ厳正な指導監督を実施し、派遣労働者等の保護及び雇用の安定の充実に努めます。

#### ◆ 働き過ぎ、賃金不払、解雇などの問題に、優先的に対応します。

- ・長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の解消を図ります。
- ・賃金不払や解雇などの申告事案に、優先的に監督指導などを実施します。
- ・労働災害防止対策、メンタルヘルス対策などの推進を図り、労働者の安全と健康の確保に努めます。
- ・改定された最低賃金の周知・広報と履行確保に努めます。
- ・労働に関する相談に的確に対応します。

#### ◆ 男性も女性も安心して働ける環境を作ります。

- ・妊娠・出産、育児休業等による不利益取扱、職場におけるセクシュアルハラスメント等に係る相談に、的確かつ厳正に対応します。
- ・改正育児・介護休業法の全面施行にあたり、中小企業を中心に、改正内容の周知徹底を図り、規定整備、制度の定着を促進します。
- ・パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保等を図ります。

## 東京の労働行政の重点対策

### 1 職業安定分野における重点対策

#### (1) マッチング機能の充実・強化

安定所の需給調整機能を強化するために、求人部門と職業相談部門との日常的な連携のもと、マッチング機能の充実・強化に努める。

求人者サービスとして、受理した求人を早期に充足させるために、コンサルティングサービスを強化し、事業所画像情報を積極的に活用する等、職業相談部門との連携による情報の共有化を図り、早期充足を促進する。

求職者サービスとして、求職者ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた求人情報を積極的に提案する等、早期就職に向けた支援を推進する。

また、雇用保険受給者の早期再就職を促進し、未就職のまま支給終了を迎える割合を極力少なくするため、認定日等を捉えた職業相談（個別支援等）を重点的に実施し、再就職手当なども有効活用して再就職の促進を図る。

## (2) 若年者雇用対策の推進

新規学校卒業予定者の求人を確保するため、経営団体等に対し求人拡大要請を実施するとともに、職員、学卒ジョブサポーターが中心となって年度当初からあらゆる機会を活用して求人開拓を実施する。

新規高等学校卒業予定者に対する就職支援は、年度の早い時期から職員、学卒ジョブサポーターが高校を訪問し、進路指導担当者との連携を図りながら就職希望者全員が早期に就職内定を得られるよう取り組む。

新規大学等卒業予定者に対する就職支援は、拠点となる東京及び八王子新卒応援ハローワーク並びに4か所のサテライトが連携し、大卒求人確保及び就職支援を実施する。年度の早い時期から大学等との連携を図り、学校ニーズに基づいた恒常的な出張相談やセミナー等を実施する。また、未内定学生を新卒応援ハローワークへ誘導し、学卒ジョブサポーターによる担当者制支援を実施する。更に、中小企業説明会や就職面接会を積極的に開催し、マッチングの向上に努める。

卒業後3年以内既卒者の就職促進に当たっては、「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が対処するための指針」をあらゆる機会を利用して事業主に周知する。

関係機関とのネットワークを活用した就職支援施策の取組については、東京新卒者就職応援本部を活用する。

職業知識・経験等の不足から職業選択が適切に行えない若年者に対する就職支援は、安定所の「若年者相談窓口」を支援拠点として、きめ細かな支援を実施する。

過去の就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等に対する就職支援は、安定所における個別相談、模擬面接、応募書類の書き方指導などきめ細かな専門支援を実施するとともに、職業経験等の不足により就職が困難な若年者等については、若年者等トライアル雇用制度を活用して正規雇用への移行を促進する。なお、フリーター支援を専門的に実施する拠点を設置し、個別支援等により正社員就職を支援する。

## (3) 高齢者雇用対策の推進

平成23年6月1日現在における31人規模企業の雇用確保措置の導入率は、95.0%と着実に進展しているものの、労使協定未締結を含む法違反企業も存在しており、それら企業に対する指導を厳正に行う。

平成25年からの老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げを目前に控え、雇用と年金の確実な接続が課題となっている中、平成25年4月1日には、継続雇用制度における高齢者の基準制度の廃止を含む改正高齢法の施行が予定されている。

このため、希望者全員65歳までの雇用確保措置をはじめとする法制度の周知・指導を集中的に進めるとともに、高齢者の安定した雇用が確実に確保されるよう、企業への必要な支援を推進する。

#### **(4) 障害者雇用対策の推進**

障害者の雇用状況については、都内の民間企業での雇用障害者数が過去最高を更新するなど着実な進展がみられる一方、実雇用率は1.61%と法定雇用率に達していない状況にある。

東京労働局の企業指導は全国の障害者雇用に対して大きく影響を及ぼすことに鑑み、大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点を置いた、各企業の雇用課題に対応した効果的な雇用率達成指導を展開する。

障害者の就職支援については、個々の障害者に対して、障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を充実、強化するとともに、専門援助部門と雇用指導官との連携による個別求人開拓、職域開発等を効果的に実施し、就職の推進を図る。

特に、精神障害者、知的障害者に対しては、地域の関係機関との連携による「チーム支援」を一層推進し、ジョブ・コーチ支援、障害者トライアル雇用制度及び各種助成金制度等の活用により就職支援の強化を図る。

#### **(5) 子育てする女性等に対する再就職支援**

マザーズハローワーク東京及び各マザーズコーナーにおいて、子育てと就労の両立を目指す求職者に対し、就職に関する情報提供や職業相談・職業紹介を行うなど、総合的な就職支援サービスを提供するとともに、各自治体との連携のもと、常に最新の保育関連情報の提供を行う。また、重点支援対象者については、個々の求職者ニーズを踏まえ、担当者制によるきめ細かな職業相談等により早期就職に向けた積極的な就職支援を実施する。

#### **(6) 職業訓練の効果的な活用による就職支援**

未経験職種への再就職希望者、非正規労働等により職業能力形成機会に恵まれなかった者等が再就職に必要な知識・技能を習得する機会となる公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）について、求人者・求職者のニーズを捉えた訓練科目の設定、年間を通じ定量的な受講機会の確保等に努め、積極的な広報活動を通じた受講のあっせんに取り組むとともに、訓練終了後に訓練で得た知識・技能を活かした早期再就職が実現するよう、ジョブ・カード評価シート（職業訓練修了時に訓練実施機関等が行う職業能力評価）を活用した職業相談、担当制支援の実施等、ハローワークが訓練受講中から訓練終了後まで一貫した就職支援を実施する。

また、雇用保険を受給できない方等が、安心して訓練を受講できるよう、平成23年10月からスタートした求職者支援制度に基づく職業訓練受講給付金（訓練期間中の生活を支援するための給付金）の積極的な活用を図る。

#### **(7) 雇用環境の整備のためのセーフティネットの推進**

雇用保険の適用については、適用基準に沿った着実な適用促進に努める。

また、雇用保険受給者に対しては、対面等による厳格な失業の認定と適正給付を

実施する。

なお、雇用保険制度の運営にあたっては、制度の趣旨に沿った適正かつ円滑な推進を図る。

さらに、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の活用により、事業主の雇用維持努力を積極的に支援する。やむを得ず離職者を生じさせる事業所に対しては、再就職援助計画の提出勧奨をするとともに、労働移動支援助成金の活用等により事業主の再就職支援活動を支援する。

また、就職の実現、マッチングの向上等雇用の安定のために各種助成金の活用を図る。

#### **(8) 求職者個々の状況に的確に対応した就職支援**

住居や生活に困窮している求職者に対して、効果的かつ効率的な支援を行うため、安定所内に設置している「住居・生活・就労支援コーナー」において、住居・生活支援アドバイザーを中心とした恒常的な相談支援サービスを実施する。また、東京非正規労働者総合支援センター（東京キャリアアップハローワーク）等における非正規労働者に対する総合的な支援、「福祉から就労」支援事業による生活保護や住宅手当の受給者等への就職支援の推進のほか、留学生や専門的技術的分野の外国人、福祉分野を希望する求職者など個々の求職者の状況に的確に対応した就職支援に努める。

#### **(9) 地方公共団体との連携による就職支援**

雇用対策法施行規則に基づく東京労働局雇用施策実施方針を策定し、東京都との連携を一層強化するとともに、各区市町村及び地域の経済団体等と地域に根ざした雇用対策を推進する。

具体的連携の内容として、地方自治体との一体的実施による「アクション・プラン」や共同で運営する「ふるさとハローワーク」において、地域住民の就職促進を図るとともに、利便性の向上にも寄与する。

また、「東京新卒者就職応援本部」をはじめ、「東京緊急雇用対策本部」など、東京都と密接な連携・協力を醸成する機会を設け、地域雇用対策の効果的な実施を推進する。

## **2 需給調整事業の分野における重点対策**

### **(1) 的確かつ厳正な指導監督の実施**

#### **ア 法制度の周知、計画的な指導監督の実施**

##### **(ア) 法制度の周知**

改正労働者派遣法も踏まえつつ、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の更なる充実を図るため、均衡待遇の配慮義務をはじめとする法制度について、派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先に対して積極的な周知及び指導を図る。

また、職業紹介事業が適正に運営され、その機能と役割が十分に発揮されるよう、職業紹介事業者等に対して、職業安定法の周知・徹底を図る。

#### (イ) 許可申請・届出の適正かつ迅速な処理

労働者派遣事業、職業紹介事業の許可申請・届出の処理に当たっては、本社機能が集中している東京労働局における処理の重要性が高いことを十分認識し、労働者派遣事業の雇用保険、厚生年金等の適用状況の確認について、安定所、日本年金機構年金事務所との連携のもと、適正かつ迅速な処理を行う。

また、許可申請・届出窓口のほか、新規事前説明会や許可証交付式等の場を活用して法制度の周知・徹底を図るとともに、許可・届出後の変更届の法定届出について、これらの未提出、提出遅延があった場合には、是正指導を行う。

#### (ウ) 的確かつ厳正な指導監督の実施

指導監督に当たっては、東京労働局各部室、監督署、安定所及び各労働局需給調整事業担当部門との連携を図りつつ、派遣元事業主及び請負事業主並びに職業紹介事業者の事業運営、派遣労働者等の派遣先等における就労実態及び違法事案の把握に努めるとともに、的確かつ厳正な指導監督を実施する。

実施に当たっては、訪問指導を基本に、呼出指導、集団指導についても、計画的かつ効果的に実施する。

さらに、是正指導後は的確かつきめ細かな確認を行い、違法事案の是正を徹底する。

また、求人広告の苦情等を把握した場合は、募集を行う者及び求人情報提供事業者に対して、適切な指導や協力要請を行う。

#### イ 悪質な違反を行った事業主及び違反を繰り返す事業主に対する厳正な指導監督の実施

悪質な違反を行った派遣元事業主、指導を行ったにもかかわらず違反を繰り返す派遣元事業主、繰り返し違法派遣を受け入れる派遣先に対しては、行政処分、勧告・公表を含む的確かつ厳正な指導監督を実施する。

また、労働基準部との連携のもと、偽装請負の就労実態にあつて重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、労働者派遣法等に基づく行政処分等厳正な措置を講ずる。

#### ウ 派遣受入期間を超えた違法派遣への厳正な対応

派遣受入期間を超えた違法派遣については、厳正に対応するとともに、特に、専門26業務と称して派遣を継続する事業者に対しては、派遣適正化のための指導監督を継続して実施する。

また、指導監督に当たっては、原則として、派遣先の訪問調査を実施し、当該派遣先が別の派遣元事業主から受け入れている労働者派遣についても確認を行い、違反が認められた場合には、その全てについて指導監督を行う。

## エ 偽装請負に対する厳正な対応

情報提供、定期指導を含め、様々な端緒をもとに、業務請負、事業委託等の状況を把握し、業務請負等と称しつつ、実態として労働者派遣の形態で業務を行っていることが判明した場合は、是正指導を実施する。

また、派遣から請負への切替を行う派遣元事業主及び派遣先の増加が見込まれることから、労働者派遣契約に引き続き派遣先を発注者として請負に移行したものについては、臨検指導を実施する。

## オ 職業紹介事業者に対する指導監督の徹底

職業紹介事業については、労働条件の明示、取扱職業の範囲の明示等、帳簿書類の備付けなど適正な事業運営が行われているかを確認するとともに、日々単位等の職業紹介が適正に行われているか、不適正な手数料徴収や賃金の間接払い等について指導監督を徹底し、違法事案に対しては的確かつ厳正に対応する。

## カ 技能実習生等外国人労働者に係る職業紹介事業等の適正な運営の確保

外国人労働者を対象とする派遣元事業主、請負事業主、職業紹介事業者等に対する指導監督に当たっては、安定所、監督署、日本年金機構年金事務所その他関係機関との連携に留意する。

また、職業紹介事業については、監理団体が行う技能実習生に係る職業紹介事業に対する指導監督を実施する。

## キ 事業報告書未提出等の事業主に対する厳正な指導監督の実施

事業報告書未提出の派遣元事業主及び職業紹介事業者に対しては、指導を徹底するとともに、指導を行ってもなお未提出の場合には行政処分を含め厳正に対処する。

## ク 製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の推進

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化を図るためのガイドライン及びチェックシートの周知・啓発を行うとともに、請負事業主等の自発的かつ積極的な取組に対する相談援助を行う。

### (2) 申告、苦情相談への迅速かつ適切な対応

派遣労働者等からの申告、苦情相談については、正確な内容の把握に努めるとともに、問題が認められる事案については、迅速かつ的確に対応する。

また、派遣労働者に対しても、リーフレット等の配布や派遣労働者セミナーの開催により、法制度の周知に努める。

### (3) 民間を活用した就職支援

官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」については、民間の労働力需給調整機関や地方公共団体等に対し、積極的な周知を図る。

### 3 労働基準の分野における重点対策

#### (1) 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等

##### ア 申告・相談等への対応

局署の相談窓口においては、申告・相談者が置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの申告事案については、優先的に監督指導などを実施する。

##### イ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。

##### ウ 大量整理解雇、企業倒産等の事案への対応

大型倒産、大量整理解雇等の情報の把握に努めるなど企業活動の動向を注視し、労働基準法等で定める法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案等については、監督指導を実施するなどにより迅速かつ適切に対応する。

#### (2) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止

##### ア 長時間労働の抑制に向けた取組の促進

長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行確保を図る。

##### イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を確実に実施するよう徹底を図る。その際、50人未満の事業場に対しては地域産業保健センターの利用促進を図る。

##### ウ 労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底のための監督指導等

過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場、長時間にわたる時間外労働が恒常的に行われ過重労働による健康障害を発生させるおそれのある事業場などに対して指導を強化する。

#### (3) 労働者の安全と健康の確保

##### ア 労働災害防止に向けた取組・東京ゼロ災害運動

死亡災害及び死傷災害が2年連続で増加する中であって、労働災害の増加に歯止めをかけ災害減少に転換を図るため、特に災害が多発している業種を重点業種として監督指導・個別指導等を集中的に実施するとともに、労働災害防止に向けた大きな流れを作るため、「東京ゼロ災害運動」を立ち上げ、広く本運動への労使の参画を呼びかけ、災害防止活動の促進に関する広範な取組を実施する。

また、集中的取組とともに、災害多発業種並びに災害多発分野に対する対策の推進、安全衛生管理体制の確立と安全衛生活動の活性化及びリスクアセスメント等のさらなる定着・普及を図る等、労働災害防止対策を推進する。

##### イ 労働者の健康を確保するための対策



「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合：100%」との目標を踏まえ、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等を周知徹底することにより、メンタルヘルス対策の一層の推進を図るほか、アスベストによる健康障害防止対策、腰痛、粉じん障害、一酸化炭素中毒、熱中症等の職業性疾病予防対策及び受動喫煙防止対策の推進を図る。

また、除染等業務に従事する労働者の放射線障害を防止するため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（除染電離規則）及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に基づく対策の周知を図る。

#### **(4) 労働者の雇用・就業形態に対応した労働条件の確保・改善対策**

いかなる経済情勢の下においても、すべての労働者に対し、労働基準法等で定める労働条件が確保されなければならないことから、労働条件の書面による明示の徹底及び就業規則の作成・届出、記載内容の適正化や労働者に対する周知の徹底などによる基本的な労働条件の枠組み並びにそれらに関する管理体制を適正に確立させ、これを定着させる対策を推進する。

また、適正な労働時間管理を徹底し、賃金不払残業を惹起させないよう、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点とした監督指導等を実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進する。

#### **(5) 最低賃金制度の適切な運営**

東京地方最低賃金審議会の円滑な運営により、最低賃金法の趣旨に沿った東京都の最低賃金の適正な改正を図る。

また、改正内容の周知広報に努めるとともに、履行を確保するための監督指導を行う。

さらに、最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業の周知を図る

#### **(6) 適正な労働条件の整備**

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の数値目標を踏まえ、労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）について周知・啓発を図り、また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたセミナーを11月に開催する。

#### **(7) 労災補償対策の推進**

労災保険給付の請求については、標準処理期間内の迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期する。石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求については、認定基準等を踏まえ、被災労働者及びその遺族の迅速・適正な補償・救済を行う。

また、労災保険の窓口業務については、相談者等に対する丁寧な説明や申請者に対する処理状況の連絡等を実施することにより、その改善を図る。

## 4 雇用均等の分野における重点対策

### (1) 男女雇用機会均等確保対策の推進

#### ア 男女雇用機会均等法の実効性の確保

妊娠・出産、産前産後休業の取得等を理由とした不利益取扱い等の相談があった場合は、相談者のニーズに応じ、労働局長による紛争解決の援助又は調停の積極的活用により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図るとともに、男女雇用機会均等法違反が認められる場合には、事業主に対し、迅速かつ厳正な指導を行う。

また、企業における実効あるセクシュアルハラスメント対策の徹底を図るため、セクシュアルハラスメント事案が生じた企業に対し、適切な事後の対応及び再発防止のための取組について指導を行う。

均等取扱いのための雇用管理状況については、特に配置・昇進等に重点を置いて計画的な報告徴収を行う。

中小企業を中心に、均等法の周知徹底を図る。また、紛争解決援助制度については、事例等を紹介するなどにより、労働者等に周知する。

#### イ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

ポジティブ・アクションの趣旨、正しい理解、取り組むことへの意識について、広く理解されるよう、一層の周知を図る。

### (2) 仕事と生活の両立支援対策の推進

#### ア 改正育児・介護休業法の履行確保

平成24年7月1日の全面施行に向け、適用を猶予されていた常時雇用する労働者が100人以下の事業主に対し、制度の内容を周知するとともに、法の履行確保が図られるよう指導等を実施する。

育児・介護休業法に基づく労働者の権利に係る相談があった場合は、相談者のニーズに応じ労働局長による紛争解決の援助または調停の積極的な活用により、円滑かつ迅速な解決を図る。また、相談を端緒に法違反を把握した場合には、事業主に対し、迅速かつ厳正な指導を行う。

#### イ 両立支援に取り組む事業主に対する支援

「両立支援助成金」、「中小企業両立支援助成金」を活用しつつ、仕事と家庭を両立しやすい環境整備を図る。

#### ウ 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発活動の実施

両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を効果的に推進するとともに、男性の育児休業取得促進に関する周知啓発に取り組む。

#### エ 次世代育成支援対策の推進

一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられた企業で、未届の企業に対しては、指導等を徹底する。また、多くの企業が次世代認定マークの取得を目指して取組を進めるよう、周知・啓発を行う。

### (3) パートタイム労働対策の推進

#### ア パートタイム労働法に基づく適切な指導等

パートタイム労働者の働き・貢献に応じた正社員等との均等・均衡待遇が図られるよう、労働局長による指導等を通じてパートタイム労働者の雇用管理改善を促進する。

#### イ 事業主の支援等

特に中小企業事業主に対し、均等・均衡待遇に取り組むための具体的な取組方法に関するアドバイスを行うとともに、パートタイム労働者から正社員への転換がより一層推進されるよう事業主を支援する。

#### ウ パートタイム労働法等の周知啓発

パートタイム労働法の内容について正確な理解が得られるよう、あらゆる機会を捉えて同法の説明や相談に対応し、十分な周知を図る。

## 5 労働保険適用徴収の分野における重点対策

### (1) 労働保険料等の適正徴収

収納率の維持・向上を最重要課題とし、適用促進を目指し、次の事項を重点的に実施する。

#### ア 労働保険料等の適正徴収

#### イ 口座振替制度の対象拡大

#### ウ 実効ある滞納整理の実施

#### エ 効果的な算定基礎調査の実施

#### オ 社会保険及び労働保険に係る徴収事務一元化への適切な対応

### (2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働保険の未手続事業の一掃については、未手続事業を的確に把握し、加入勧奨を行う。成立手続を行わない事業に対しては、積極的に職権成立の措置を講じる。

また、労働保険適正加入促進事業に係る委託業務については、加入勧奨活動の強化を図る。

### (3) 労働保険事務組合の指導等

#### ア 労働保険事務組合の指導等

労働保険事務組合制度の信頼性を確保するため、労働保険料等の厳正な管理が的確になされるよう指導を実施する。

#### イ 労働保険事務組合報奨金について

報奨金交付額の上限が経過措置付きで設定されていることから労働保険事務組合に対する的確な説明を行う。

### (4) 電子申請の利用の促進

労働保険手続における電子申請については、平成 22 年 1 月の電子政府総合窓口

「e-Gov」に統合後、利用者が画面上で電子申請の具体的な審査状況を確認できるようになったことを東京労働局ホームページを活用し周知を図り、事業主や社会保険労務士等に電子申請の利用を勧奨する。

## 6 労働相談の充実の分野における重点対策

### (1) 労働問題に関するニーズに応じた相談体制の充実

東京労働局各部室、監督署及び安定所の所掌事務や施策に応じた窓口体制の充実を図るとともに、設置した相談窓口について、各種広報資料・東京労働局ホームページ等を活用した周知を図る。

また、労働問題に関する相談については、東京労働局内、監督署内及び庁外（新宿南・有楽町）に設置した21か所の「総合労働相談コーナー」においてワンストップで相談を受け付け、必要に応じ、監督署、安定所及び雇用均等室へ取り次ぐなど、適切な対応を行う。

### (2) 労働問題に関する相談への適切・迅速な対応

東京労働局内各部室、監督署及び安定所は、寄せられた相談に対して、相談者の置かれている状況に配慮し、懇切・丁寧な相談対応を行うとともに、それぞれの専門性を生かし、適切で迅速な処理を徹底する。

また、法制度の概要、各種制度案内等を東京労働局ホームページや広報媒体に掲載するなど、情報提供の充実に努める。

### (3) 個別労働紛争解決制度等の積極的な運用

#### ア 総合労働相談コーナーにおけるワンストップサービスの提供

総合労働相談コーナーにおいて、関連法令・裁判例等の情報提供、当事者間の自主的な解決促進のためのアドバイス、他の処理機関等についての情報提供等のワンストップサービスを提供する。特に、いじめ・嫌がらせ等複雑困難化している労働問題については、平成24年度より配置される総合労働相談員による、今まで以上にきめ細やかな相談対応を図る。

また、個別労働紛争解決制度を適切に教示し、適正な助言・指導の申出やあっせんの申請を受け付ける等相談者のニーズを踏まえた対応を行う。

#### イ 助言・指導及びあっせん制度の的確な運用

助言・指導及びあっせんについては、それぞれの紛争の実情に即した迅速・適正な解決に向けた適切な事務処理を行う。

#### ウ 労働契約法を踏まえた的確な相談等の実施

総合労働相談コーナーにおいて、労働契約法や裁判例の趣旨及び内容について情報提供や周知を図り、労使の自主的な紛争の解決を促進する。

#### エ 個別労働紛争解決制度の周知

東京労働局ホームページを活用する等の方法により、効果的な周知・広報に取り

組む。

#### オ 関係機関との連携

労働相談への的確な対応や個別労働紛争の円滑かつ迅速な解決を図るため、関係機関との労働相談・連絡協議会の開催などを通じた連携強化を図る。

### 各行政分野の連携事項

- 1 労働条件の確保、雇用のための総合的施策の実施
- 2 改正育児・介護休業法の全面施行にかかる周知徹底
- 3 男女雇用機会均等確保対策の推進
- 4 パートタイム労働対策の推進
- 5 派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策の推進
- 6 外国人労働者対策の推進
- 7 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

### 行政展開とサービス向上の基本となる事項

- 1 地方公共団体等との連携による地域に密着した行政の展開
- 2 積極的な広報活動の実施
- 3 保有個人情報の適正な管理
- 4 情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応
- 5 綱紀の保持
- 6 会計経理の適正な執行とコスト削減の取組
- 7 事務の簡素合理化と業務運営の重点化
- 8 研修の充実